

消費生活用製品の安全確保に向けた 検討状況

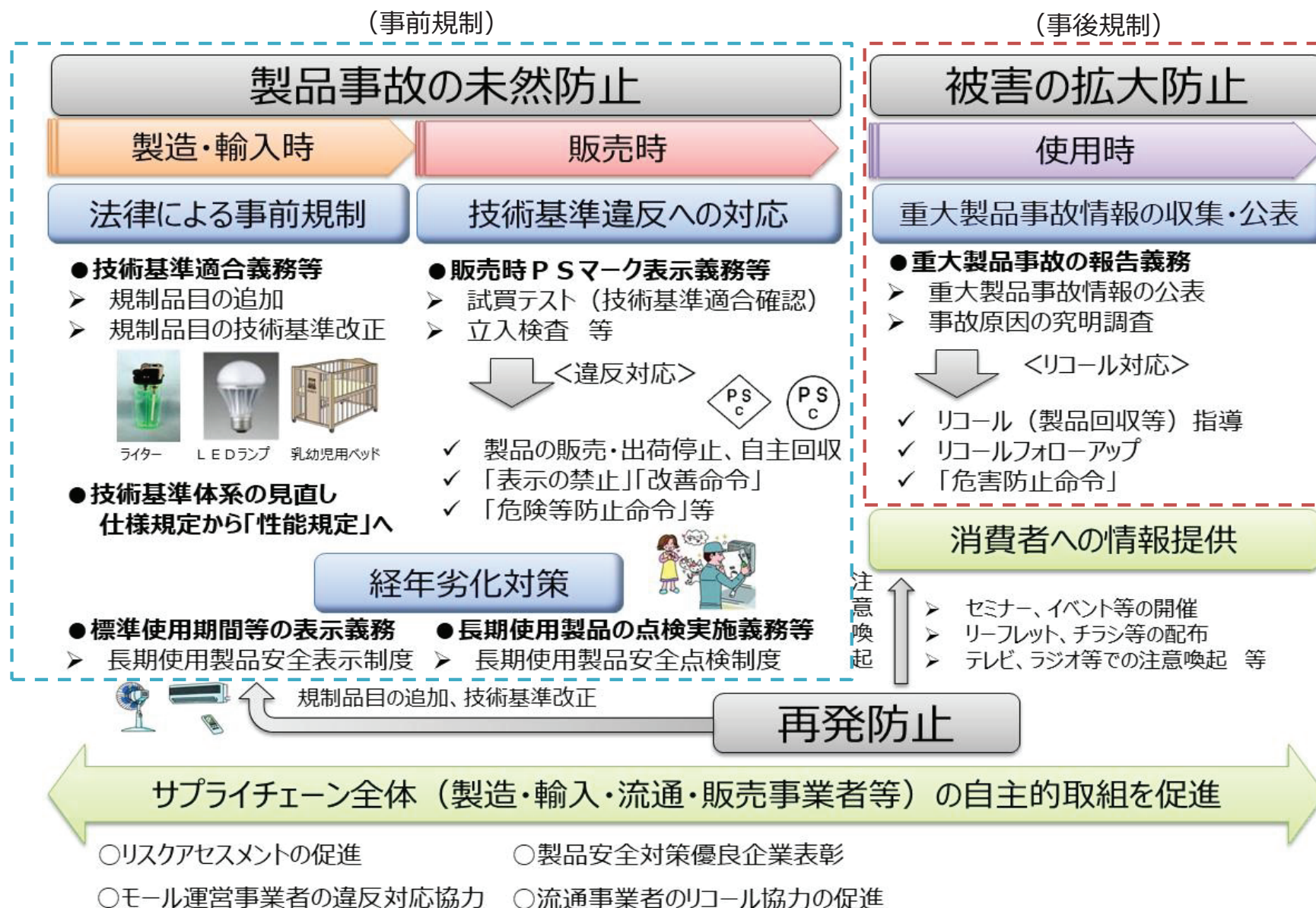
令和5年11月

産業保安グループ[°] 製品安全課

※第11回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（令和5年10月27日）の資料から一部抜粋等を行ったもの。

製品安全行政について

- 消費者を製品事故の危険性から守るため製品安全課では、**製品安全4法による規制（事前規制・事後規制）**や**事業者の自主的取組の促進**など、様々な取組を行っている。



製品安全4法の概要（事前規制）

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 品質の確保が十分でない者がいると認められる特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がないPSマーク対象製品を販売・陳列してはならない。

製品安全4法の一覧

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等
+ マグネットセット、水で膨らむボール

長期使用製品安全点検制度

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

- **長期使用製品安全点検制度**は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための**消安法上の制度**。
- 対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**。



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



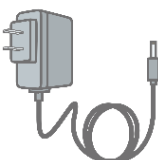
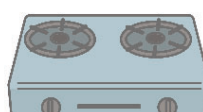
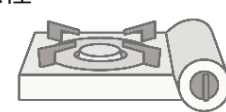
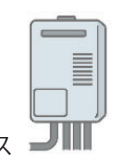
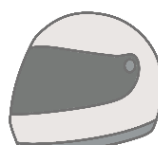
屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

- **2021年8月に対象製品の見直しを行い、左図の製品が特定製品から除外された。**

【参考】製品安全 4 法の対象製品について

電気用品安全法の対象製品		ガス事業法の対象製品	
特定電気用品（116品目）の例	特定電気用品以外の電気用品（341品目）の例	特定ガス用品（4品目）	特定ガス用品以外のガス用品（4品目）
◇コンセント ◇差し込みプラグ ◇延長コードセット ◇電熱式おもちゃ ◇直流電線装置（ACアダプター） ◇携帯発電機 等 	○電気冷蔵庫 ○電気冷房機 ○温風暖房機 ○電気洗濯機 ○扇風機 ○サーキュレーター ○電気掃除機 ○テレビジョン受信機 ○コンセント付家具 ○LEDランプ ○LED電灯器具 ○リチウムイオン蓄電池 等 	◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガストーブ ◇半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ◇ガスふろバーナー 	○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ ○密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま ○ガスこんろ 
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象製品		消費生活用製品安全法の対象製品	
特定液化石油ガス器具等（7品目）	特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（9品目）	特別特定製品（4品目）	特別特定製品以外の特定製品（8品目）
◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ◇ふろがま ◇液化石油ガス用ふろバーナー ◇半密閉式液化石油ガス用ストーブ ◇液化石油ガス用ガス栓 	○調整器 ○一般ガスこんろ ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 ○液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ○密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付きふろがま ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ ○液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ○液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ○液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 	◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター 	○家庭用の圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ ○石油給湯機 ○石油ふろがま ○石油ストーブ ○マグネットセット（2023年5月追加） ○水で膨らむ樹脂玩具（2023年5月追加） 

【・各法枠内左側の製品（◇）：登録検査機関による適合性検査が必要 ・同右側の製品（○）：自己確認が必要】

製品安全誓約（Pledge）の開始（インターネットモールの自主的取組）

- 製品安全誓約は、安全でない製品を消費者が購入しないよう、インターネットモール運営事業者が行う自主的取組。
- 2021年のOECDガイダンス等を踏まえ、日本でも製品安全誓約の取組を開始。（2023年月6月29日署名式）
- 経済産業省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、Pledgeの取組を開始することで、他省庁とも連携しつつ、さらに製品安全の確保に向けた取り組みを強化していく。
- 署名者は実施状況（KPI含め）について定期的にレポートを提出し、規制当局が国内全体の結果を取りまとめ公表する。

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式（2023年6月29日）



（2023年6月時点での署名事業者）

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社 （現 LINEヤフー株式会社）	Yahoo!ショッピング、 Yahoo!オークション、 Yahoo!フリマ
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

製品安全誓約のKPI

- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

- **製品安全4法**は、消費生活用製品の安全を確保する観点から**重要な制度**。特に、2006年に創設された**重大製品事故の報告・公表制度**は、迅速な事故の把握を通じた**安全の確保に大きく貢献**。
- 一方で、インターネット取引の存在感が高まるなど、**最近の製品安全を巡る環境は大きく変化**。
- こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、**2023年1月から「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、有識者による検討を実施**。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 メンバー

<委員>

三上 喜貴	開志専門職大学副学長（座長）
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カリスコス アントニオス	龍谷大学法学部教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

<オブザーバー>

アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社
株式会社メルカリ、一般社団法人日本玩具協会、ベビーカー安全協議会、一般社団法人大手家電流通協会、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、一般財団法人製品安全協会
日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会

<関係省庁>

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課、
経済産業省 情報経済課、生活製品課
製品評価技術基盤機構（NITE）

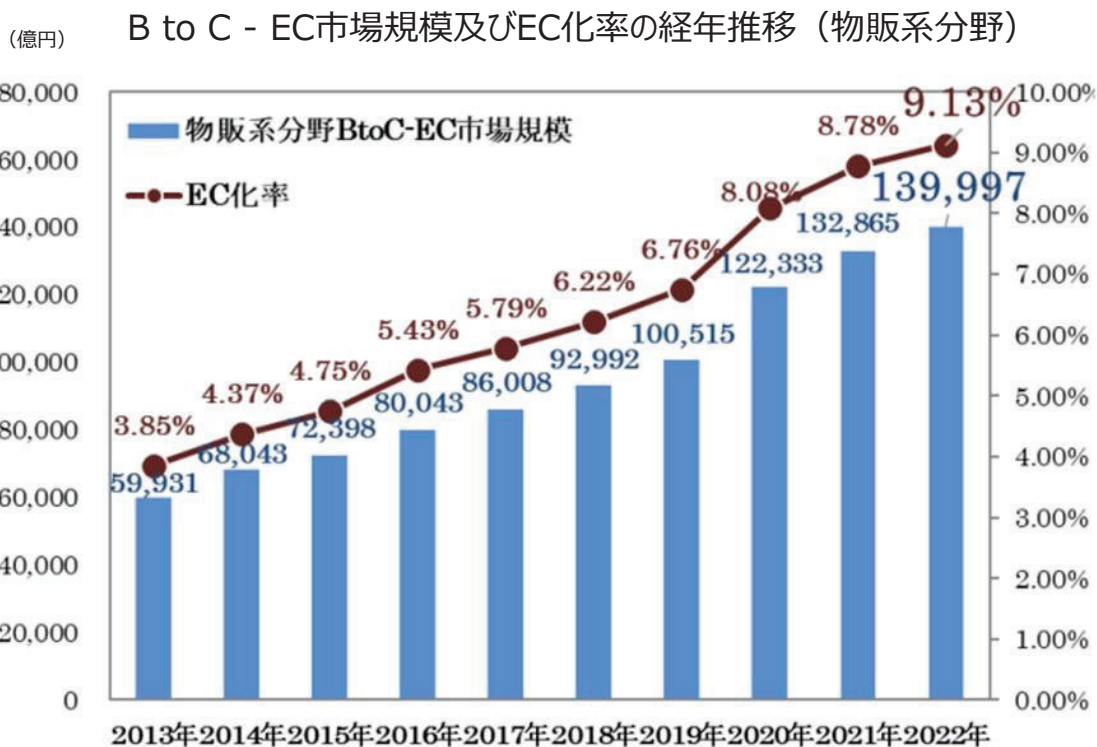
消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 スケジュール

第1回	1月17日	キックオフ・論点提示
第2回	2月 8日	事業者へのヒアリング（ネットモール各社）
第3回	2月20日	事業者へのヒアリング（こども製品関係）
第4回	4月27日	論点の議論（ネット販売関係）
第5回	5月29日	論点の議論（こども製品関係）
第6回	6月26日	論点の議論（玩具関係） 報告書の議論（論点整理）

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応 (事前規制及び事後規制)

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2022年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、市場規模は13兆円を超え、EC化率も9%を超えるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による重大製品事故の増加やPSマーク対象製品がPSマーク表示が付されずに販売されている等の違反も確認されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要。



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

物販系分野のB to C - EC市場規模

分類		2021 年		2022 年	
		市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率
①	食品、飲料、酒類	25,199 (14.10%増)	3.77%	27,505 (9.15%増)	4.16%
②	生活家電、AV 機器、PC・周辺機器等	24,584 (4.66%増)	38.13%	25,528 (3.84%増)	42.01%
③	書籍、映像・音楽ソフト	17,518 (7.88%増)	46.20%	18,222 (4.02%増)	52.16%
④	化粧品、医薬品	8,552 (9.82%増)	7.52%	9,191 (7.48%増)	8.24%
⑤	生活雑貨、家具、インテリア	22,752 (6.71%増)	28.25%	23,541 (3.47%増)	29.59%
⑥	衣類・服装雑貨等	24,279 (9.35%増)	21.15%	25,499 (5.02%増)	21.56%
⑦	自動車、自動二輪車、パーツ等	3,016 (8.33%増)	3.86%	3,183 (5.55%増)	3.98%
⑧	その他	6,964 (8.42%増)	1.96%	7,327 (5.22%増)	1.89%
合計		132,865 (8.61%増)	8.78%	139,997 (5.37%増)	9.13%

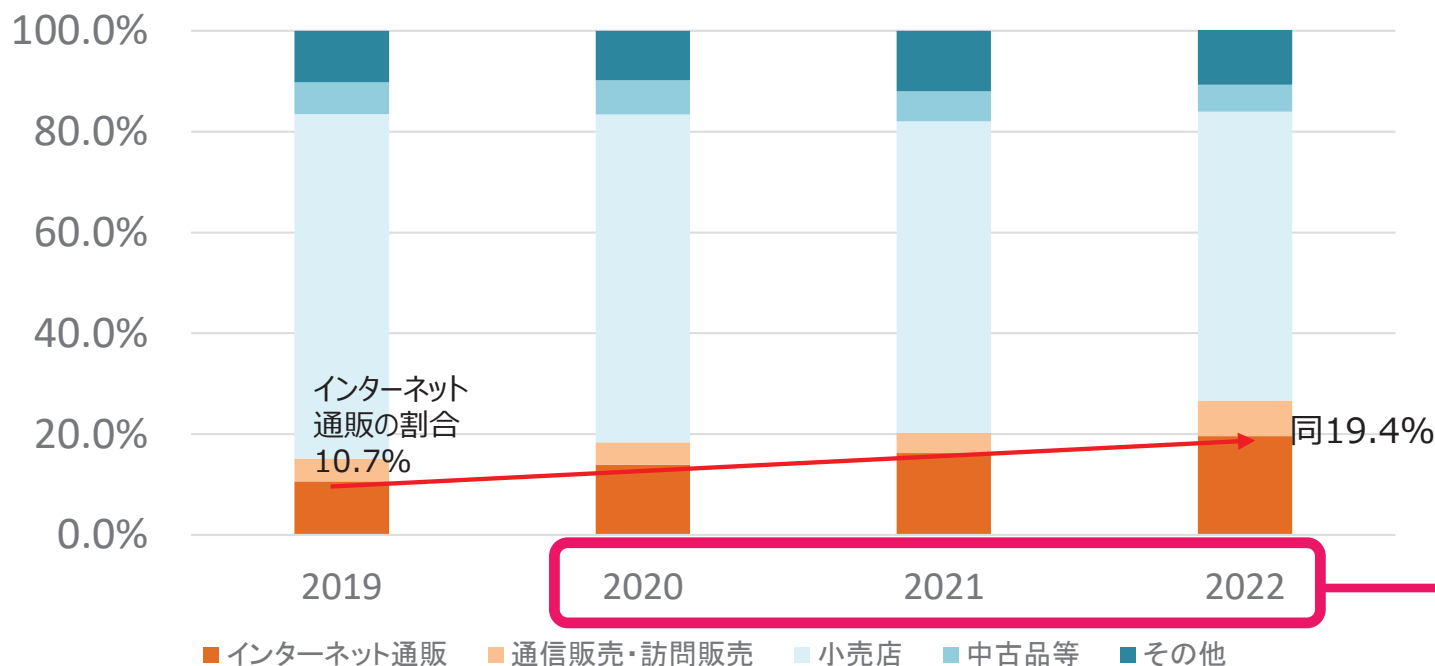
図表の出典：経済産業省 令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



	2019年	2020年	2021年	2022年
インターネット通販	73	78	76	103
通信販売・訪問販売	31	25	19	37
小売店	468	364	289	301
中古品等	43	38	28	28
その他	70	55	56	61
不明	537	459	574	493
計	1,222	1,019	1,042	1,023

2020年～2022年の合計：257件。
このうち以下の上位8品目で半数近く
（121件：47%）を占める。

24件	二次電池
23件	リチウムイオン電池内蔵充電器 （モバイルバッテリー）
16件	ガストーチ
14件	ポータブル電源
13件	電動アシスト自転車
11件	照明器具
10件	携帯電話
10件	電気ストーブ

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計

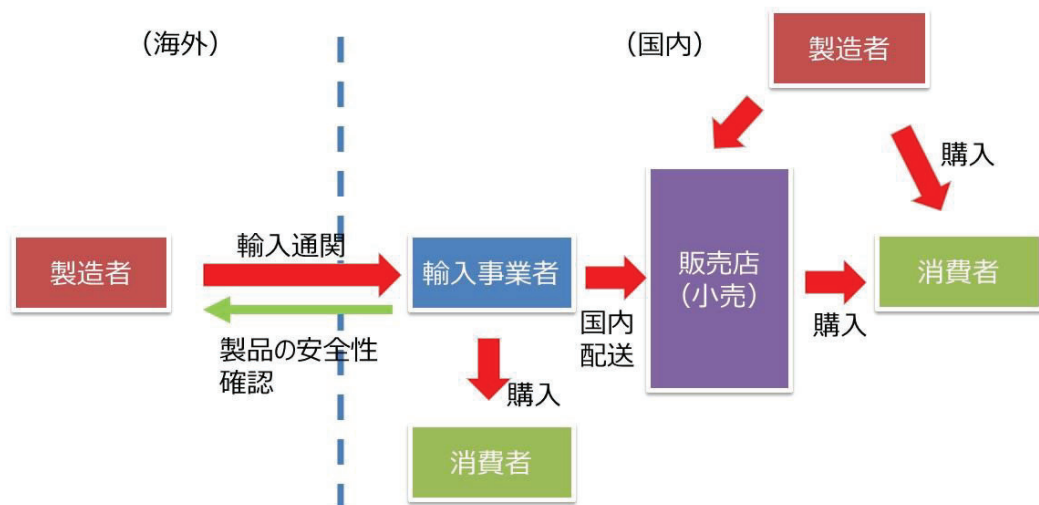
（※）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

（出典：産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

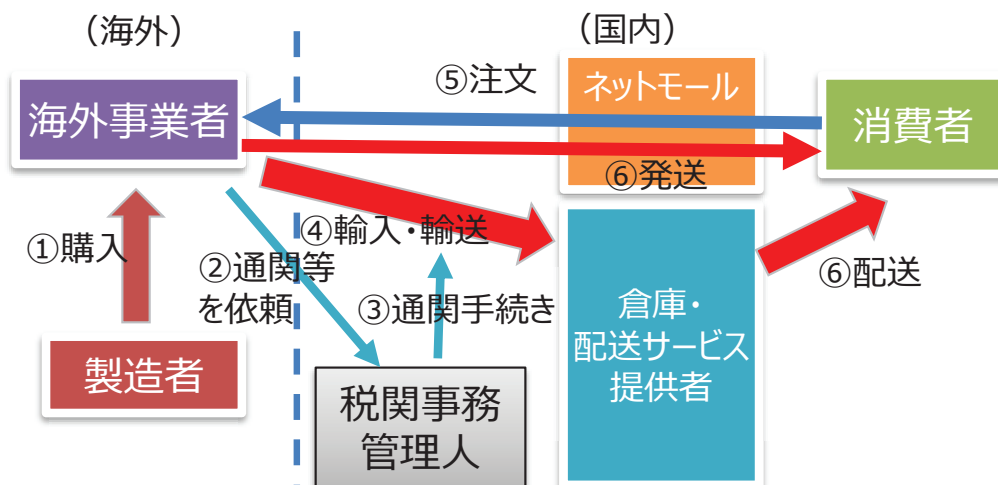
インターネット取引の拡大に伴う製品安全の課題

- インターネット取引の拡大に伴い国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、製造・輸入事業者が国内に存在しないため、国内の事業者であれば履行されるべき義務が履行されず、事故が生じた特定製品の回収等が行われないことにより、一般消費者の生命又は身体の安全の確保が困難となる事態が生じつつある。

法律が想定するこれまでの流通形態



＜海外からの直接販売の例＞



海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないおそれあり

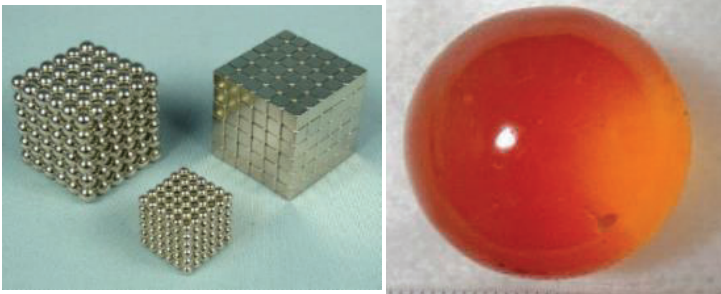
2. 玩具などの子ども用製品の課題と対応 (事前規制)

玩具など子ども用製品に関する課題

- **子ども用製品**については、**誤飲**などが起きやすく、**通常の製品よりも配慮が必要**。しかし、現状では、重大製品事故が報告されてからの対応、子どもの**事故が発生してから事後的に規制するという対応**となっている。

(危険な子ども用製品の例)

①マグネットセット、水で膨らむボール (乳幼児の誤飲リスクあり)



【画像出典】国民生活センター

②海外で法令違反となるぬいぐるみ等



【画像出典】EU Safety Gate Alert number A12/01208/22 及び A12/01243/22

③子ども用自転車 (チェーンへの指入れリスクあり)



【画像出典】NITEホームページ
<https://www.nite.go.jp/data/000086404.pdf>

<消費生活用製品安全法> (定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されていることも関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- 磁石製娯楽用品（マグネットセット）※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加

玩具を巡る課題

- **玩具**については、海外の多くの国で事故の未然防止の観点から**安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止など）**がかかっている。
- 日本では50年に渡り玩具業界による自主基準（ST基準やSG基準）に基づく対応が行われ、玩具の安全性が確保されてきた。一方、近年は、ネット販売により海外品の流入が容易になっているため、日本でも**規制を整備しなければ、国内に流通・販売される玩具の安全性が確保できなくなるおそれ**がある※1。
- なお、欧州Safety Gate※2の2022年データを検索すると、**販売停止等された玩具は500件**あり、誤飲・窒息のEN71-1（物理的安全性の基準）に違反する玩具が多い。

（玩具が安全規制（強制規格）の対象となっている主な国・地域）

地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ
中東	サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン
ユーラシア	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン

出典：令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（製品安全政策の在り方に関する調査事業）調査報告書

（※1）玩具の化学的安全性については、食品衛生法により規制されている。
（※2）EU域内にて、重大なリスクを有する製品の情報を加盟国間で迅速に共有し、各国の市場監視当局に通知を発信するためのシステム

子ども用製品の事故の未然防止に向けた対応策（方向性イメージ）

- 海外の違法品が日本に流入することを防ぎ、事故が起こってからの対応ではなく、子どもの事故を未然に防止することが必要。
- 玩具、ベビーカー、幼児用自転車などの子ども用製品を、消費生活用製品安全法において規制することが必要か。

特別特定製品



：国に登録した検査機関による適合性検査を受検して技術基準への適合を確認しPSマークが付されなければ販売できない製品

特定製品



：技術基準への適合を確認しPSマークが付されなければ販売できない製品

子ども用製品（規制することが必要か）

（例）玩具、ベビーカー、幼児用自転車などの子ども用製品

今後の論点①

論点 1. 海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置

● 現行の製品安全 4 法で想定する「製造事業者」「輸入事業者」が不存在の場合の安全確保の必要性

- ・インターネットモール等を通じて海外から直接製品を販売する事業者を製品安全 4 法においてどのように位置づけるか。

ー製品安全 4 法は、製品の国内市場への第一次的供給者である「製造事業者」「輸入事業者」を届出事業者として位置づけ、製品の安全確保の観点からの技術基準への適合や表示等の義務を課す法体系

- ・海外に存在する事業者について、国内において必要な措置をとる者が必要か。

● 海外に存在する事業者に対する措置の実効性確保をはじめとして、インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保の必要性

- ・インターネットモールを運営する事業者等に対する製品安全確保のための制度的措置が必要か。

- ・販売事業者、インターネットモール運営事業者、消費者などの関係者が、製造・輸入事業者の（届出）情報を迅速・容易に確認できるような制度が必要か。

製品安全誓約（抜粋）

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから 2 営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。

今後の論点②

論点 2. 子ども用製品による事故の未然防止のための制度的措置

- **事故の未然防止のため、子ども用製品を規制の対象とし、具体的な対象製品やそれぞれ安全性に関する基準を規定する必要性**
 - ・「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき措置はあるか。
 - ーSTマーク/SGマークの取組や海外事例を参考にしているかどうか。
（例）STマークは、技術基準適合に加え、対象年齢や注意喚起（警告）を表示。
 - ・すでに製造・輸入された製品についての取り扱いをどのように考えるか。